

令和6年度 「未来の教室」実証事業

最終報告書



【事業名】

学校施設を有効活用した
学びと体験が充実した地域のサードプレイスづくり
～持続可能な運営のための調査研究事業～

【事業者名】

株式会社乃村工藝社

【報告書作成日】

令和 7年 2月 28日

- 1 事業者紹介
- 2 実証サマリ
- 3 実施内容
- 4 実証成果
- 5 今後の展望

Appendix: 実施体制・実証フィールド 詳細

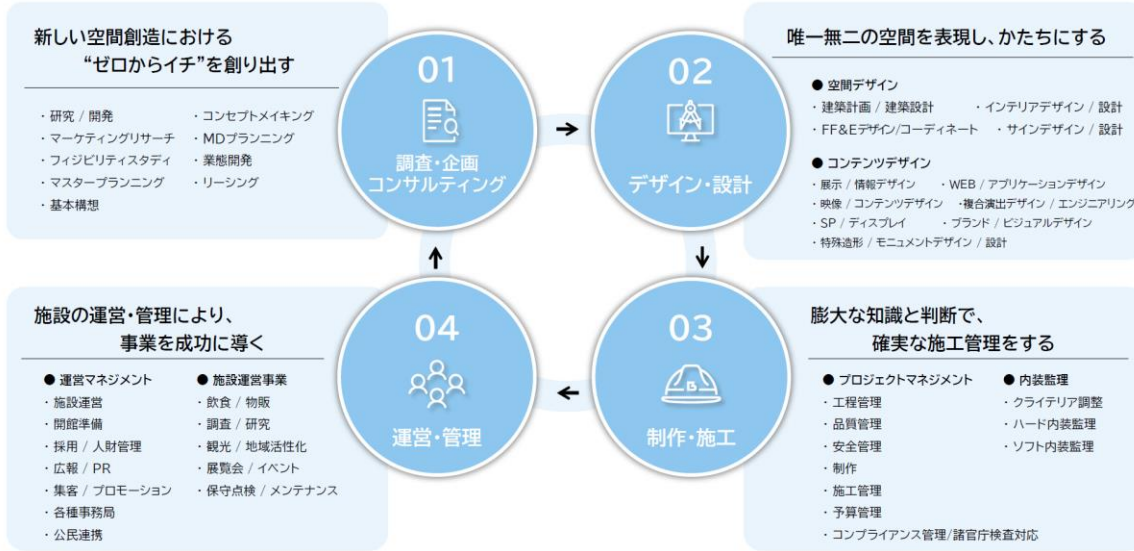
乃村工藝社

空間創造によって、人々に「喜びと感動」を届ける

本社：東京都港区台場2丁目3番4号
 事業：空間創造における調査・企画・コンサルティング
 デザイン、設計、制作・施工、運営・管理
 創業：1892年 創業132年
 従業員：グループ全従業員数2,483名

年間受託プロジェクト数：12,855件
 資本金：64億97百万円
 国内拠点：札幌、仙台、東京、横浜
 名古屋、京都、大阪、広島、福岡、那覇
 海外拠点：香港、ミラノ、ニューヨーク
 北京、上海、成都、深圳、シンガポール
 クアラルンプール

ノムラの価値提供



ビジネスプロデュース本部

社会課題解決に向けたソリューションを提供

従来の型にとらわれない戦略的な営業開発、協業・参画を視野に入れた事業開発、新たなビジネスシードを生み出すための研究開発を行っています。柔軟な発想と想像力を駆使し、新たな事業領域の創造とビジネスモデルの確立を目指す部門です。

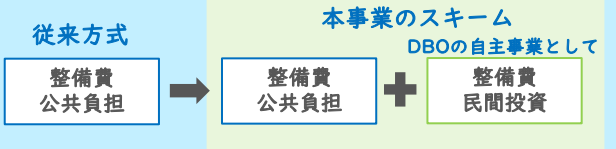
市場分析 多様な市場に関する豊富な知識	スキーム開発 委任、出資、提携などビジネス参画、スキームの豊富なバリエーションを開発
企画力 新しい発想やアイデアによって、まだない空間や事業の創出	実装力 皆さまでの課題にご見えるさまざまな商品、サービスやネットワークの開発

整備運営事業 # DBO事業

公民連携事業スキームの構築から
 新たなビジネスモデルへの参画まで総合的にプロデュース

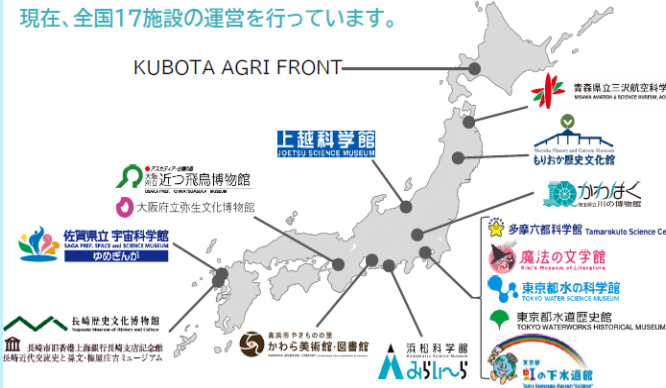
掛川市22世紀の丘公園たまり～な 屋内遊び場等整備事業

- ・2025年7月供用開始予定
- ・建設から15年経過したプール・温浴施設を屋内型子どもの遊び場に改修
- ・DBO事業の自主事業として民間投資を行い、入場料を徴収可能な施設を実現。



運営事業

19年にわたる全国での施設運営における豊富な実績とノウハウを活かし、施設の価値の最大化に向けて事業を展開しています。



県立クラスの博物館・科学館の運営管理実績を積み上げ、PPP・PFI事業をはじめとする公民連携事業のほかに民間企業のPR施設も開業準備・立ち上げ含め受託。

▼多摩六都科学館
 2012年～指定管理業務を受託中。

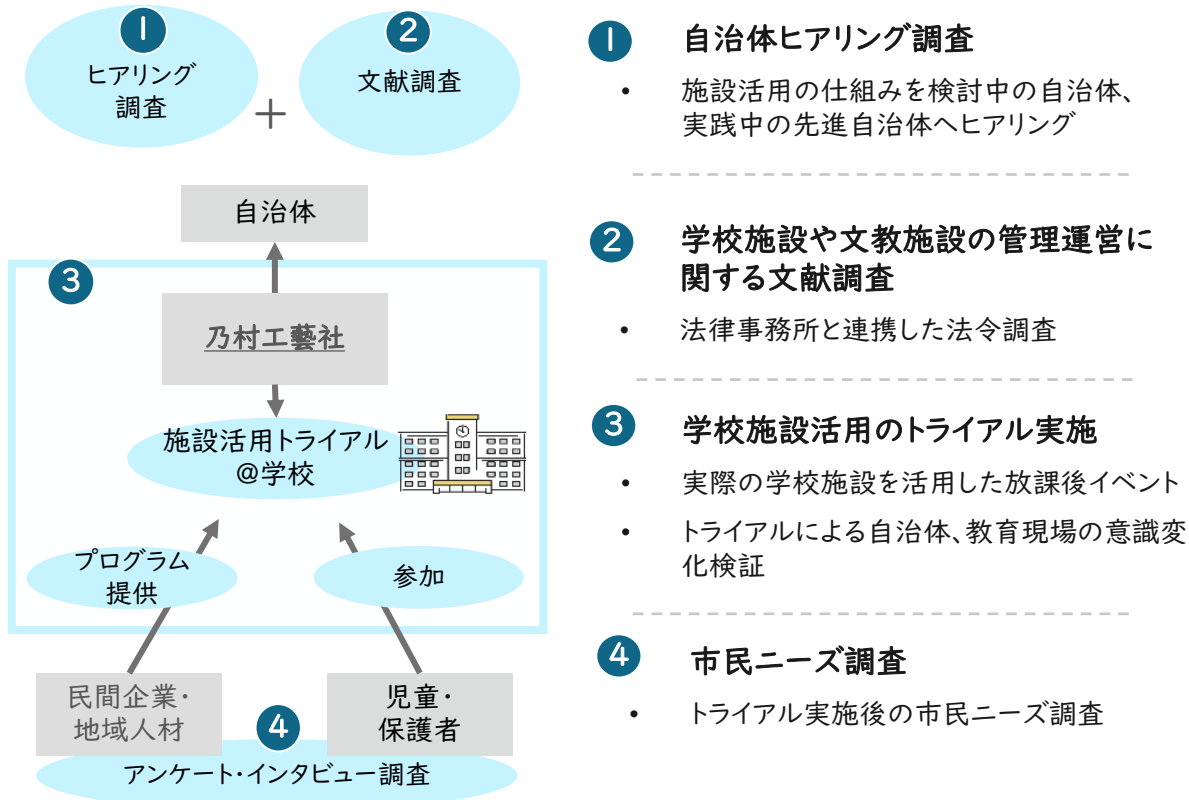


実証テーマ

学校施設を有効活用した学びと体験が充実した地域のサードプレイスづくり ～持続可能な運営のための調査研究事業～

全国的に学校施設の活用が浸透しづらい要因を明らかにし、課題解消の方策を見出すことを目指す。

実証スキーム図・実施内容



実証成果

- 1
- 学校施設活用における、課題と成功要因の両面を把握
 - 一部自治体より参考となる事業スキームをヒアリング
- 2
- 学校施設の活用に関する法令・ガイドラインを整理。解釈を文科省へ確認
 - 学校教育に支障が生じないことを前提に、放課後や休日等の一時利用であれば、学校教育外の用途での施設利用は許容され、収益事業を行うことも許容されることを明らかに（スキームの一例を整理）
- 3
- 教員に負担をかけず、自治体職員の労力も最小限に抑えられる点や、豊富な体験プログラムをアレンジできる点が、民間ノウハウ導入のメリットとなることを確認
- 4
- 保護者は、子供が学校内で参加でき、送迎の必要がない事に価値を感じ、体験機会を得るために一定の利用料金負担の意向があることを確認
 - 地域人材は、ボランティア前提でなく、パッケージ化したプログラムの有償提供であれば参加意欲が高いこと確認

社会実装のあるべき姿

【現状】

△公共施設の中で最も大きな面積を占める学校施設が活用しきれていない

- ◆「新・放課後子ども総合プラン」にて放課後児童クラブ、放課後子供教室の一体的な拡充と学校施設の有効活用が推奨されているものの、実施に踏み切っている自治体はまだ少なく、**専門諸室内での活動に限定されている例が多い。**
- ◆新設やリニューアル後の学校施設では、地域との場の共用に成功している例が複数存在する。
- ◆一方、既存の学校施設は活用が浸透せず、実施していても体育館や校庭など、**一部の施設の開放であるケースが多く、一定のサークル団体など利用者も限定的なことが多い。**
- ◆学校を活用した事業の大部分は自治体の直営または委託による運営のため、**継続的な財源確保や担い手の確保に課題が生じている。**

【あるべき姿】

◎新設/既設を問わず、学校施設が地域のサードプレイスとして持続的に機能している状態

◆放課後の子供の安全確保と多様な体験機会の提供

授業外の時間帯にも子供が学校施設内で安全に過ごせ、学校教育や一般的な習い事のジャンルを超えた多様な学び・体験に触れることができる。

◆多世代の地域住民の施設利用

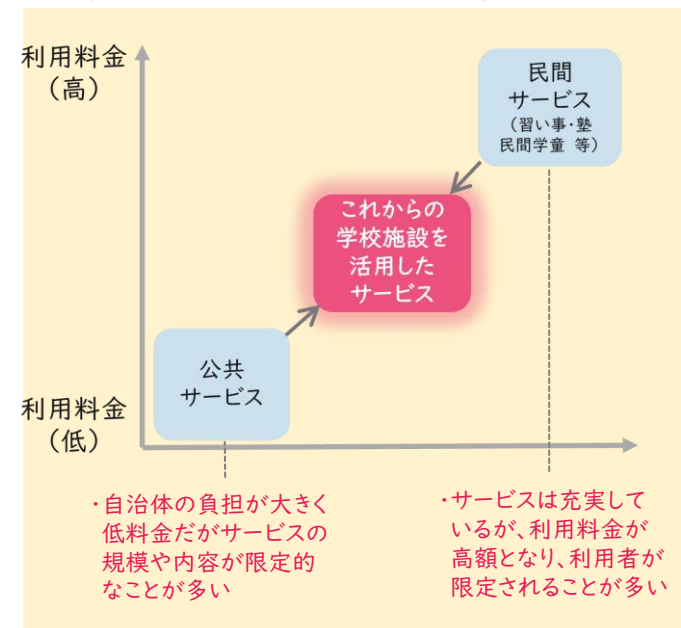
在校生に限らず多世代の地域住民が施設を利用し、学び・体験を通じて他者との関わりを持つことができる。

◆教育現場の実務負担の軽減

授業外の時間帯の施設管理・運営を民間事業者が担い、自治体職員や教育現場の実務負担を減らす仕組みが構築されている。

◆適切な費用負担バランスによる持続可能な運営

公共、民間、サービス利用者のそれぞれが費用負担し合うことで、直営事業、民間事業のどちらでもない、バランスの取れた中間サービスが提供されている。また、民間事業者が参入メリットを見出せる状態となっている。

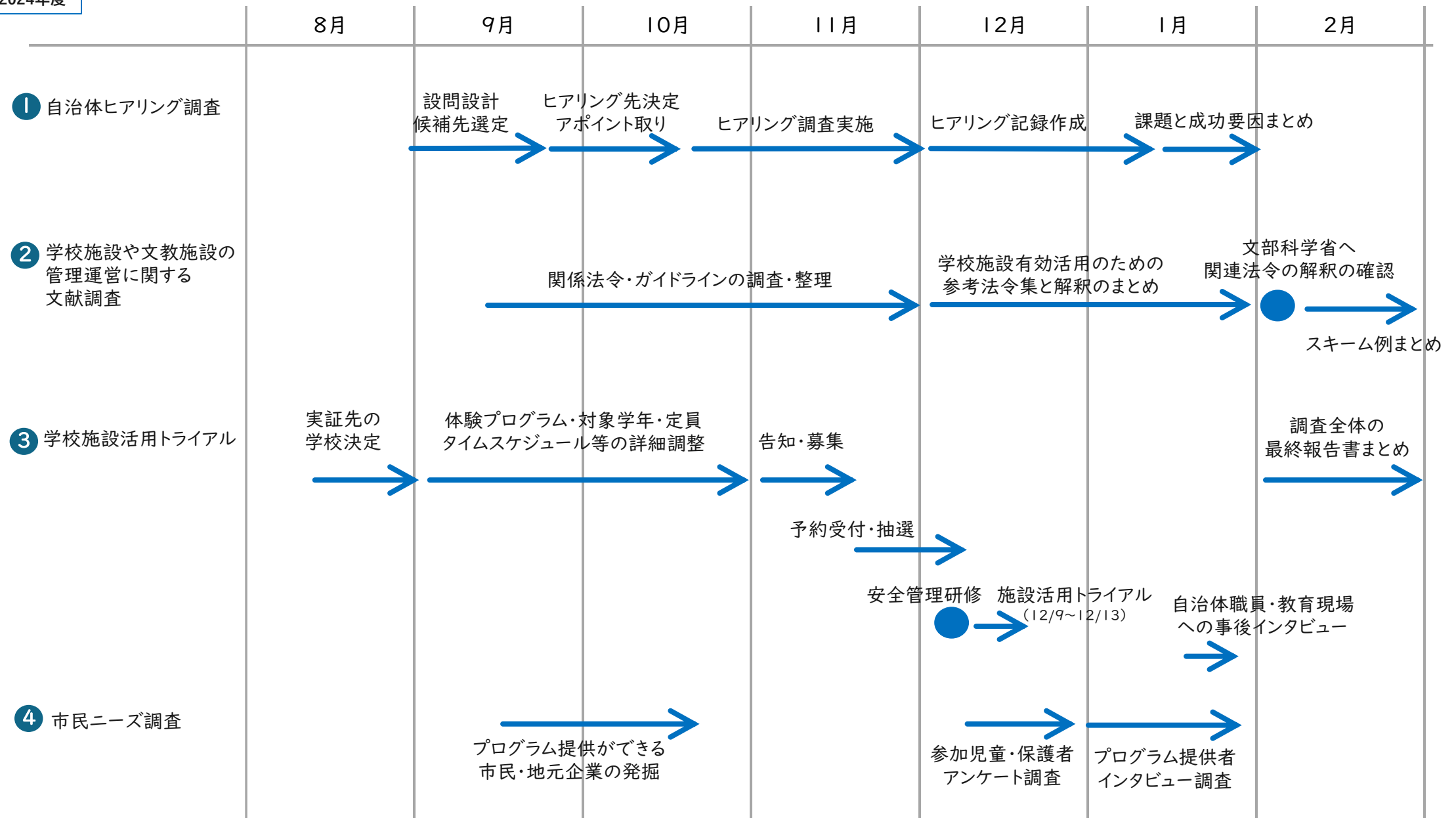


3-② 実証目的と実施内容

実証内容	実証目的	実施内容
実証① 自治体ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の活用を検討するにあたり、自治体は何をハードルと感じ、どういった調整のもと乗り越えているのか「リアルな声」を拾うことで、課題要因、成功要因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設活用の仕組みを検討中の自治体へのヒアリング調査 活用を実践している先進自治体へのヒアリング調査
実証② 学校施設や文教施設の管理運営に関する文献調査	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の活用を検討する際に参照すべき関連法令・ガイドラインと、その解釈を整理。制度の実態を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 法律事務所と連携した文献調査および文部科学省への解釈確認 民間事業者による学校施設活用スキームの整理
実証③ 学校施設活用トライアル実施	<ul style="list-style-type: none"> 実際に、民間事業者が放課後の学校を活用してサービス提供を行った際の課題、可能性を検証する。 自治体、教育現場の意識変化について検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後の空き教室を活用した、小学生向けの体験プログラム提供 トライアル後、教育委員会、教員へのインタビュー調査
実証④ 市民ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> トライアル参加児童の満足度を把握する。 保護者の満足度、学校活用事業へのニーズを把握する。 講師として参加した地域人材より、実施後の意見を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> トライアルプログラム参加児童へのアンケート調査 保護者へのアンケート調査 地域人材へのインタビュー調査

3-③ 実施過程

2024年度



1. 自治体ヒアリング調査

	日時	ヒアリング自治体	ヒアリング部門
①	11月29日	安平町(北海道)	教育委員会
②	11月27日	つくば市(茨城県)	教育委員会
③	11月26日	中央区(東京都)	企画部
④	11月20日	千葉市(千葉県)	教育委員会
⑤	11月18日	五城目町(秋田県)	教育委員会
⑥	11月13日	渋谷区(東京都)	教育委員会
⑦	11月12日	三鷹市(東京都)	教育委員会
⑧	11月7日	三芳町(埼玉県)	施設マネジメント課
⑨	10月25日	東村山市(東京都)	教育委員会・経営政策部
⑩	10月17日	鎌倉市(神奈川県)	こどもみらい部

学校施設活用における課題要因、成功要因について、ヒアリング結果より要点を抽出

課題となる要因

【1】 学校活用に関する制度の解釈が難しい

- ・学校を活用して何がどこまでできるのか判断が難しい。
- ・自治体に任されている範疇が多く判断し辛い。
- ・成功事例だけでなく、その裏にある手法が知りたい。

【2】 全校展開するには財源確保が困難

- ・全校展開できる財源の見通しが立たない限り、着手しづらい。
- ・特に校数の多い自治体は財源の確保に苦慮。

【3】 関連部門が多岐に渡り、調整に労力を要する

- ・教育委員会、首長部局、それぞれの担当課、学校現場など、複数部門の調整が必要となる。

【4】 セキュリティと備品管理の問題

- ・既存校は不特定多数の人の出入りを想定した諸室配置になっていない。
- ・物理錠の貸し借りが発生する。
- ・学校備品を学校教育外で使用する際のルールの整理が必要。

【5】 保険対象範囲の整理が必要

- ・学校施設内でのケガや事故に対し、学校教育内外における保険対象範囲の整理が必要。

主な成功要因・工夫点

【1】 所管部門を教育委員会内に一括

- ・複数部署にまたがっていた役割を1つにまとめ、教育委員会が主導し、学校との調整を実施。

【2】 専門組織の立ち上げ

- ・有識者や教員（学校長、教頭等）を含む専門組織を立ち上げ、事業内容を検討。

【3】 学校施設活用ルールを明文化

- ・放課後の学校施設活用ルールをマニュアルとして整備。
- ・設置管理者=自治体 / 使用者=教員というルールを改めて周知。

【4】 ICT活用

- ・施設予約、セキュリティ管理をシステムにより効率化。

【5】 人間関係構築と熱意

- ・結局は人対人。多様なステークホルダーへ説明を重ね、不安材料を取り除き、事業への理解を得るため信頼関係を構築することが重要。

11月29日 安平町(北海道)

事業内容：早来学園における安平シェアスペース

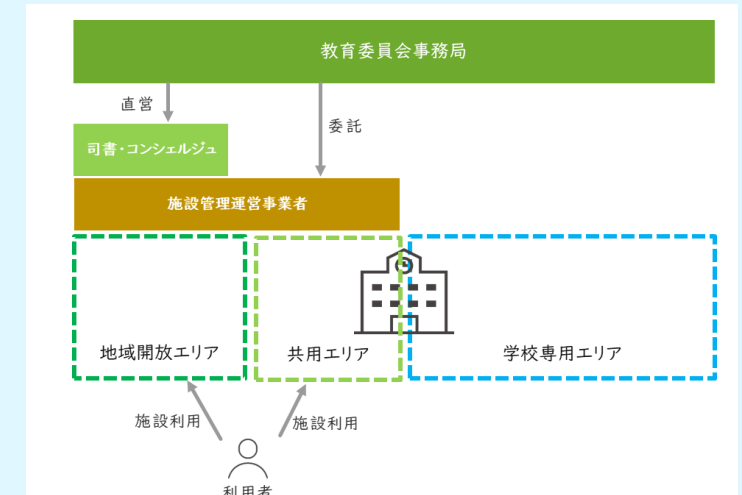
- 2018年の地震で被災し、義務教育学校として再建された早来小中学校の一部を地域開放する取り組み。
- 図書室は予約せずいつでも利用でき、特別教室、体育館等の授業での使用が無い開放エリアは予約システムで承認を受け、平日日中でも利用が可能。

事業構想・推進体制

- 学校教育・社会教育・建設課(建築・都市計画)・総務課(防災・情報)・政策推進課(町づくり・地域交通・移住施策)・健康福祉課(高齢者福祉)が連携。
- 震災からの復興という必達の目標に向かって各部門が団結したことで実現。

事業スキーム

- 司書とコンシェルジュ(地域おこし協力隊)は直営。それ以外の施設運営管理は委託発注を行っている。
- 学校施設を活用することは目的外使用ではなく、学校開放の一環として目的内として整理している。



学校施設の活用における課題

- 学校活用に関する部署が多岐に渡り、調整に労力を要すること。
- 魅力維持のための財源確保。今後は、現在無料で開放している部分の有料化も検討している。
- 学校が注目を浴び、児童数が想定より増加している。また、一般開放の利用希望も増えていることから、教室の稼働率調整が課題である。

学校施設の活用における成功要因

- 前例の無い事業で具体的なモデルとなる施設は無かったが、新しい時代の学校に求められる機能や町の課題解決策として建設できた。
- 「子どもたちのための施設」を基本に保護者や町民が抱く不安や反対意見にもしっかりと対応し、解決策を提示する意見交換を何度も行い、計画を進めた結果、実際に竣工した施設が構想通りの運用ができることが周囲に認められ、納得されたのではないかと感じる。
- 施設予約とセキュリティ管理をICT活用により同時に実現。学校との貸出調整済みの教室等を、学校の負担なく利用者の利便性を高め貸し出すことができる。

学校施設の活用、民間事業が浸透するためには

- 自治体がこれまで通り公共施設を維持管理することは、人口減少、教員数の減少や担い手不足の状況から、財源確保を行っても難しい状況。
- こういった取り組みにあまり前例がない事や、必要性が明確でないとまだ理解されにくい状況ではあるが、学校現場の負担軽減や教育への活用が理解されれば、学校施設の目的内で魅力的な施設活用も可能になったので、学校と地域と民間の力を融合し活用モデルを構築したい。
- 学校施設活用のための制度を明確化することや、施設管理と利用者の目的が一致していればそこに向けての工夫をすれば良い。

11月27日 つくば市(茨城県)

事業内容：みどりの学園義務教育学校 部活動の地域展開の取り組み

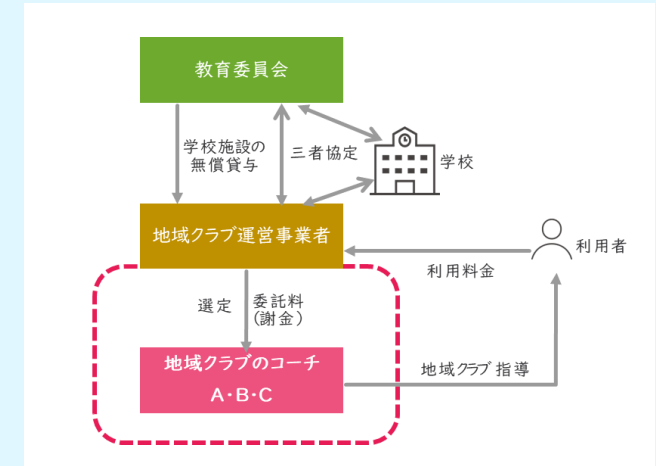
- 地域でスポーツクラブや保育事業を展開する民間企業が教育委員会や学校と連携し、「みどりのスポーツ&カルチャークラブ」を開設。みどりの学園における部活動の民間移行を推進。

事業構想・推進体制

- 事業の検討は、つくば市教育局学び推進課が主導し、現在も同部署が中心となって推進している。
- 市役所内に外郭団体としてスポーツ協会が入っており、スポーツ少年団の紹介などご協力を頂いている。

事業スキーム

- 「みどりのスポーツ&カルチャークラブ」の運営事業者と、学校、市の三者協定を締結し、民間企業が学校内で収益をあげるための根拠を作成した。
- 部活動の時間帯における施設利用の最終判断は学校長裁量として、目的内使用として整理。目的外使用許可申請の対象にはしていない。
- 事業者は無償での学校施設使用が認められ、利用者から直接利用料金を収受し、ほぼ独立採算で事業を実施している。
- クラブ運営事業者と各地域クラブコーチの間では委託契約が結ばれ、謝金が支払われている。



学校施設の活用における課題

- 体育館の他、校舎内に位置する教室の開錠施錠をスムーズにできる仕組みが必要。
- 冬期に屋外スポーツ活動の時間帯が限られるため、ナイター施設があると良いが、設置には費用がかかる。

学校施設の活用における成功要因

- リソースを持つ地域企業が学校内で事業を展開できるスキームを整理することに苦労したが、それが可能となる協定書を作成した。
- 保護者への説明会や通知など、学校側と民間企業の協力により乗り越えられたことが多かった。

学校施設の活用、民間事業が浸透するためには

- 全校に展開するには財源の確保が必要。自治体によってものすごく差がある部分。
- 国が学校活用の推奨や制度面の通知等をはっきり出すことが必要ではないか。現時点では曖昧な部分も多い。
- 民間事業者にとって参入メリットが無ければならない。行政が支援もしつつ、利用料金をどのあたりに据えるか、適切な受益者負担のバランスを見極める必要がある。これには保護者の理解を得ることも重要である。

11月26日 中央区(東京都)

事業内容： エリアマネジメントにおける城東小学校を活用した事業(ヤエスク事業)

- ミッドタウン八重洲内に位置する城東小学校の施設をエリアマネジメント団体に対して目的外使用許可。
- エリアマネジメント団体が事業者となり、学校施設として使用していない時間帯を活用してまちづくりに資する各種取組を提供。
- 放課後や休日の時間を用いて、区民等が屋上運動場や体育館、プール等を利用できるサービスや小学生を対象としたスポーツスクールなどが行われている。

事業構想・推進体制

- 企画部：事業スキームの構築や全体調整を担当
- 教育委員会事務局：区の教育行政を所管し、学校施設を管理運営する立場での調整や学校施設の使用許可手続きを担当
- 区民部：区のスポーツ施策やコミュニティ支援施策を所管する立場からの調整を担当
- 都市整備部：エリアマネジメント団体を都市再生推進法人に指定していることから、都市再生推進法人制度を所管する立場からの調整を担当

事業スキーム

- 事業者である「一般社団法人八重洲二丁目北地区エリアマネジメント」より行政財産の目的外使用許可申請を受け、区及び教育委員会事務局において内容を審査の上、教育委員会事務局において目的外使用許可を行っている。
- 行政財産の使用料は事業内容等を踏まえて決定している(2024年度は免除)。事業運営に関して区からの支出はない。
- 施設の利用料金やスポーツスクールに関する料金は、事業者であるエリアマネジメント団体が利用者から収受し、エリアマネジメント事業として運営している。

学校施設の活用における課題

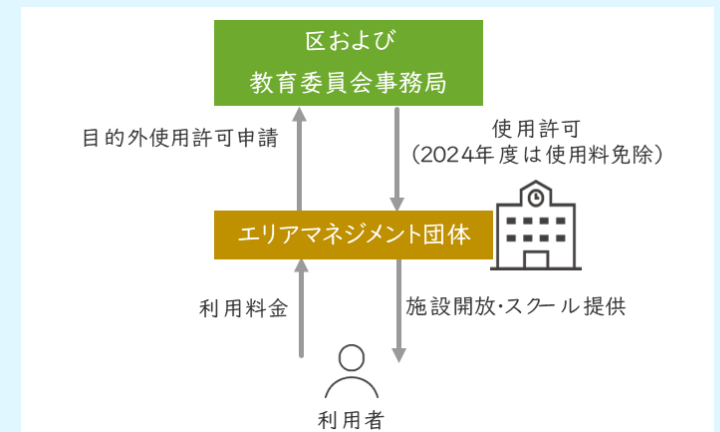
- 良好な教育環境を確保し、学校運営に支障をきたさない範囲で学校施設を有効活用することとのバランス調整。

学校施設の活用に向けて注力した点

- 事業開始に向けて学校を含む区関係者と事業者が週次で定例会議を実施。事業を実施する上での課題の洗い出しや解決策の検討などを入念に行った。
- 学校施設がミッドタウン八重洲内にあるという立地の特殊性や地域で活動するエリアマネジメント団体が存在することなど、地域特性を踏まえて事業スキームの検討を行った。
- 事業運営に当たっては、区や学校が施設を使用する日時は事前に利用不可日として事業者に共有している。また、急遽学校施設を利用する予定が発生した場合も、WEB上で確認可能なヤエスク事業による施設予約状況なども踏まえながら、学校運営に支障をきたさないよう調整している。

学校施設の活用、民間事業が浸透するためには

- 学校施設は学校教育のための施設であり、地域コミュニティの拠点としての機能を有している。住民や保護者はもちろん、様々な地域活動主体も交えて、地域に適した学校施設の活用方法が検討されることは重要であると考えている。様々な学校施設の活用方法が考えられるからこそ、活用事例が増加し、ノウハウや実績が蓄積されることも重要であると考えている。
- 適切な役割分担のもと、学校を含む公共施設運営において民間ノウハウ等の活用を進めることで、自治体におけるコスト削減と質の高い公共サービスの提供に取り組むことは重要な視点であると考えている。



11月20日 千葉市(千葉県)

事業内容：アフタースクールにおける継続プログラム事業

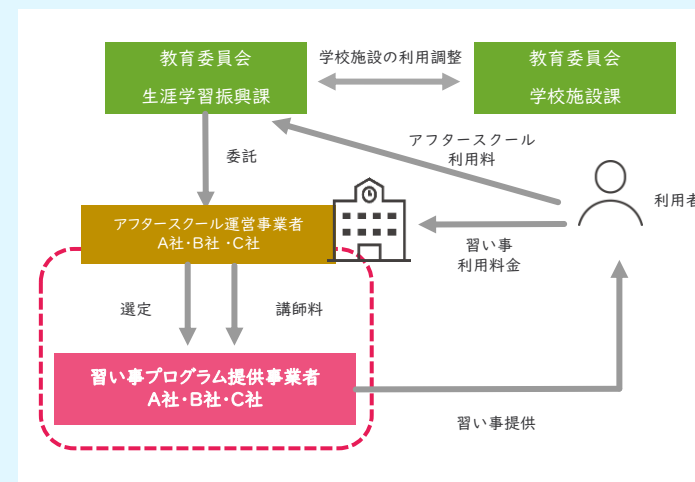
- 小学校施設内で展開するアフタースクール(放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業)において、希望者が継続的な学びの機会となる有料の「継続プログラム」(習い事に相当)に参加できる取り組み。

事業構想・推進体制

- こども未来局と教育委員会により、希望する全ての児童に対して、学校施設を活用した安全・安心な居場所を提供すると同時に、多様な体験・活動の機会となるプログラムを提供することを目的とした一体型事業について検討が行われ、教育委員会生涯学習振興課が主担となって事業を立ち上げることとなった。

事業スキーム

- 学校施設の利用にあたっては、千葉市生涯学習振興課が事業主体として学校施設の管理部門と調整を行っている。
- アフタースクール事業は委託発注され、事業費の一部として利用料を徴収し、受益者負担を取り入れている。
- 継続プログラム(習い事に相当)は利用料には含まないサービスとして、希望者が参加費を支払うことで受講できる。
- 継続プログラムの参加費は、アフタースクール受託事業者が直接利用者より収受し、講師料等がプログラム提供事業者を支払われている。



学校施設の活用における課題

- 学校施設の使用方法、当事者(学校・所管課・受託事業者)の役割分担、共有すべき情報等に関する合意形成。
- 学校と事業者で月ごとの活動予定表を共有しているものの、学校の急な教室利用が発生することも多く、日々対面や日誌などで調整を行っている。

学校施設の活用における成功要因

- 関係所管課、複数校の校長先生、教頭先生、教務主任を含めたアフタースクール拡充検討委員会を設置し、アフタースクールの導入、運営に関する統一マニュアルを作成した。実際はその通りに行くことばかりではなく、都度協議して調整する部分も多いが、マニュアルがベースに存在することが施設活用の後押しになっている。
- R12までの各年度におけるアフタースクール導入予定校を明示し、公表。これにより、学校側が予め心構えできるところがある。

学校施設の活用、民間事業が浸透するためには

- 教員の負担を最小限に止めるような制度設計を行い、学校の理解を得ることが必要。
- 学校は子供の成長を支える場であるため、校内にあるアフタースクールでの活動を通じて地域住民など関わることで、より成長が後押しされる、という点で理解が広まると良い。

11月18日 五城目町(秋田県)

事業内容：五城目小学校「みんなの学校」

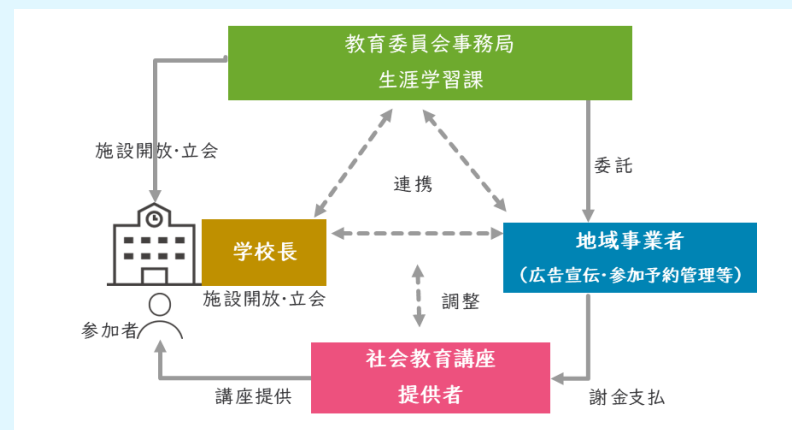
- 2021年に移転・新築した五城目小学校。施設を活用した0歳～100歳以上まで参加可能なオープンスクール「みんなの学校」では、様々なジャンルの無料講座や小学校の授業を一般町民向けに開放する講座が開かれている。

事業構想・推進体制

- 教育委員会事務局 生涯学習課が主担部門。
- 教育委員会が実施する社会教育講座のための学校開放という位置づけの事業。

事業スキーム

- 生涯学習課による直営。生涯学習課と学校長とで事業を主導している。
- 広報宣伝、申し込み管理、講師への謝金支払いなど部分的に民間事業者へ委託している。
- 現状と同等の規模であれば町での財源確保は可能と考える。但し、町に1校の小学校だから実現できているが、仮に複数校あった場合、全校に同水準で事業を導入するためには工夫が求められる。



学校施設の活用における課題

- 課題に感じることはそれほど無かった。
- 公共施設の枠組みの中に学校関連法令上の学校施設が存在するという大前提を、教育委員会、教職員共に理解することが重要だと感じる。
- 学校だけ聖域のように公共施設から外れた運用ができるわけではなく、基本的には条例規則に沿った運用を行うべき。
- 学校の安全性が学校の閉鎖性を高めることで担保されると感じる人が多いが、社会に開かれた教育が必要とされるのであれば、何らかの説明をして乗り越える必要がある。(本校は塀がなく、特段セキュリティラインも設けていない。)

学校施設の活用における成功要因

- 一旦学校を地域の物と捉えて議論したことが大きかった。学校は教員の所有物ではないし、あくまでも設置者・管理者は町で、教員はその使用者である、というルールを施設引き渡し時に定めている。教員が時間を問わずいつでも学校を使用して良いルールはなく、また、教員の私物を教室に置くことも基本的には認めていない。
- 社会教育講座実施時には、必ず生涯学習課の職員が立ち会っている。結果、学校教育に支障のない形で、地域利用が実現できている。
- 新築のタイミングでルールを整理し、事業を開始したことも成功要因だろう。

学校施設の活用、民間事業が浸透するためには

- 地方自治法由来の公共施設の考え方を自治体職員や教員が理解していくことが必要ではないか。
- 社会教育の面白さは、どんなジャンルの物であっても、学校教育とは違った角度の「学び」に姿を変えて提供できる点にある。その可能性は無限である。

11月13日 渋谷区(東京都)

事業内容：放課後クラブにおける月謝制習い事プログラム事業

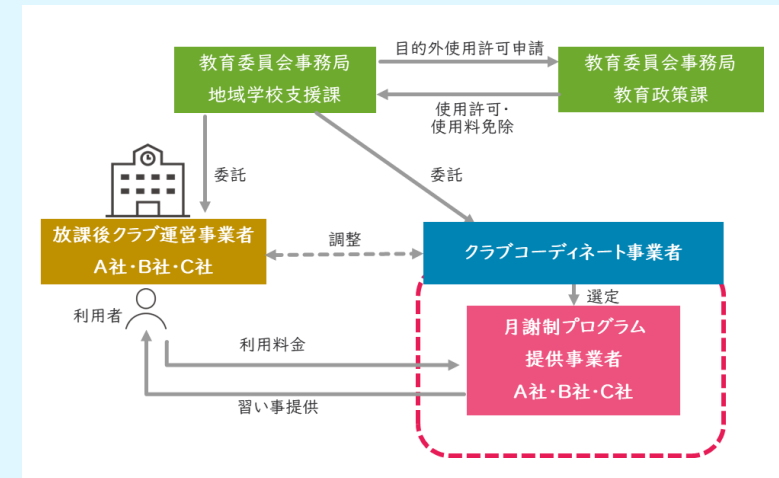
- 小学校施設内で展開する放課後クラブ(渋谷区版の放課後こども総合プラン)において、希望者が月謝制の習い事プログラムに参加できる取り組み。

事業構想・推進体制

- これまでは学校施設開放:スポーツ振興課、放課後事業:学務課 等それぞれ部門が異なっていたが、地域連携という枠組みで一つにまとめ、教育委員会地域学校支援課が管轄することになった。

事業スキーム

- 各学校の放課後クラブ事業と、月謝制習い事プログラムをコーディネートする事業、それぞれを委託発注。費用は区が全額負担している。
- 月謝制プログラムは、放課後クラブ内での独立採算の事業として実施しており、プログラム提供事業者が利用者から直接利用料金を収受している。
- 放課後クラブ室として学校を利用することについて、教育委員会事務局の地域学校支援課が、年度末に全校分まとめて翌年度分の目的外使用許可+使用料免除申請を行い、教育政策課が同許可を出している。



学校施設の活用における課題

- 児童数が増加傾向のため、学校内の活動場所を確保することが難しい。普通教室を活用した放課後事業の展開も検討しているが、セキュリティ面での課題が多い。今後、学校新設時ははじめから放課後利用を考慮した設計が必要になる。
- 自治体に委ねられている部分が多く、判断しづらい事が多い。国から学校活用の手法(スキーム等)を積極的に発信してもらえると良い。

学校施設の活用における成功要因

- 学校施設活用に関する部門が教育委員会内で完結していることが、動きやすい要因の一つでもある。
- 学校側に理解があること。放課後クラブスタッフと学校の間で信頼関係が構築され、コーディネーターのサポートも手厚いため、実現できている。

学校施設の活用、民間事業が浸透するためには

- 学校教育用途以外での利用を学校側が認めていくことが重要。
- 法的な裏付け含め、活用手法が広く発信されると良い。

11月12日 三鷹市(東京都)

事業内容：学校3部制の取り組み

- 学校施設を時間帯に応じて機能転換し、学校教育の場(第1部)、多様で豊かな体験・経験ができる放課後の場(第2部)、夜間などにおける生涯学習・スポーツ・地域活動など大人を主とした活動の場(第3部)として活用する考え方。その他、学校の朝開放も行っている。
- 放課後子ども教室の実施場所として、普通教室の活用を行っている。

事業構想・推進体制

- 放課後子ども教室や放課後児童クラブ事業：首長部局の子ども政策部 児童青少年課、体育館や校庭開放：首長部局のスポーツと文化部 スポーツ推進課、生涯学習課、朝開放：教育委員会総務課、と複数部門で担当している。
- 学校施設を活用する事業の把握を、教育委員会教育政策推進室にて行っている。

事業スキーム

- 朝開放や夜間の一般開放に関する施設管理は委託発注。
- 放課後児童クラブについては、指定管理者制度を導入。
- 放課後子ども教室については、原則、地域住民による実施委員会に委託発注。
- 放課後児童クラブについては、保護者に対して保育料などの負担をお願いしている。放課後児童クラブも放課後子ども教室も財源に都の補助金を活用し、自治体で負担している。

学校施設の活用、民間事業における課題

- 一番の課題は財源の確保。これまで学校と教育委員会で対応していたことを外注する場合には、新たな財源確保が必要となる。
- 大きな自治体では学校数も多いため、全校のサービスを同じ水準でアウトソースしようとする、それなりのコストがかかる。
- セキュリティの確保。自校の児童・生徒以外に不特定多数の人が出入りすることへの対応が必要。
- 所管課が複数部門にまたがっているため、連携が重要。

学校施設の活用、民間事業が浸透するためには

- 学校施設の活用ルールは、自治体に任されている範疇が多い印象。成功事例やパターンを共有すれば、具体的に検討できる自治体が増えるのではないかと。

11月7日 三芳町(埼玉県)

事業内容：藤久保地域拠点施設整備事業（令和8年度 供用開始予定）

- 老朽化した藤久保小学校の他、周辺の公共施設を複合化し建替を行う事業。
- 利用の仕方が類似しており、かつ利用時間の限られている小学校施設の特別教室と公民館の諸室について、共有化する計画。

事業構想・推進体制

- PFI事業であり、施設の整備とその後の維持管理・運營業務を一括で契約していることから、現時点では施設整備を担当している施設マネジメント課が主担となり、教育委員会や校長会への説明を行っている。
- 整備完了後の担当課については、今後調整。

事業スキーム

- 施設の整備から維持管理・運營業務を一括でPFI事業として発注。発注形態は委託。自主事業（施設を利用した収益事業）についても提案可能とした。
- 自主事業の内容、範囲は現在検討中。
- 自治体側としても未利用施設の有効活用や施設の魅力向上、地域住民の社会教育への訴求効果などを期待する側面もあるため、施設利用料については効果を見極めながら検討していきたいと考えている。

学校施設の活用における課題

- 他自治体の成功事例は知っていても、どのような手法（スキーム）を取っているのかわからない部分がある。
- セキュリティの確保と学校備品の管理をどのように行うか。本施設では利用の時間帯を分け、セキュリティラインの設定により物理的に小学校と地域開放室を分けることを検討してきた。備品についても学校備品と地域開放備品を分けて運用する予定。

学校施設の活用、民間事業が浸透するためには

- 民間事業者は魅力的なコンテンツを豊富に持っており、自治体はそれを展開する施設（ハード）を有している関係性で、双方のリソースを有効に活かすことが出来れば、結果として利用者と地域に多くを還元できるのではないかと考える。但し、良質なサービスに対して適正な受益者負担を得ることについて、世の中の理解がどのように進むかが課題と考える。
- 学校活用の成功事例だけでなく、その裏にある法律含めた制度の解説が行われると、踏み出せる自治体も多くあるのではないかと考える。

10月25日 東村山市（東京都）

事業内容：学校を核とした公共施設の再生

- 長期にわたる公共施設再生の取り組みを着実に行うため、学校と周辺の公共施設を複合施設として建替えるパターン、学校の移転・集約などを含めたエリア全体で検討するパターン、将来的な建替え等を見据えてリニューアル改修をするパターンの3パターンを検討。

事業構想・推進体制

- 全市的に見た公共施設再生の取り組みの一部であるため、市長部局側が庁内の取りまとめ等の事務を担い、教育部は教育の質や児童・生徒の安全をどのように担保していくかという教育的視点で携わる現在の体制が適していると考ええる。

事業スキーム

- 学校部分については従来通り市が運営を担い、公民館機能や図書館等の地域に開かれる部分については、実際に施設の運営が始まる時期まで時間があることから、市の直営、または、民営のどちらが最適か庁内で検討していく。

学校施設の活用における課題

- 活用方法（スキーム）や効果の周知を国からもっと積極的に発信して欲しい。
- 放課後の空き教室等で、民間の活動（商業含む）をどこまで取り入れて良いのか、判断が難しい。
- 学校に関係する部署は多岐に渡り、調整に時間を要する。
- 児童が怪我等をした場合の保険適用の考え方が確立されていない。

学校施設の活用、民間事業が浸透するためには

- 主担部門がいかに関係委員会と連携し、良好な関係を構築できるかが鍵である。
- 結局は人対人なので、人間関係が一番重要ではないか。学校関係者、庁内各部門の決裁者、市議会、地域住民など多様なステークホルダーのもとに足で通い、丁寧に説明を行うことで信頼関係につながる。

10月17日 鎌倉市(神奈川県)

事業内容：放課後かまくらっ子事業（鎌倉版の「放課後子ども総合プラン」）

- 公立小学校16校に対し、1校あたり1拠点の「放課後かまくらっ子」を設置。
うち、校内空き教室を使用している拠点が1か所、校外と校内空き教室を併用している拠点が1か所、学校敷地内の建物を使用している拠点が4か所、学校隣接地を含む校外の建物を使用している拠点が11か所ある。
- 但し、35人学級への移行や校内フリースクール計画により学校教育において使用する教室数が増えたため、これまで空き教室を活用していた1か所についても、今年度中に校舎外に移設することとなった。

事業構想・推進体制

- 事業の立ち上げ～推進：「こどもみらい部青少年課」、建設における許認可：子ども関連の施設の建設部門、学校側との調整：「教育委員会(学校施設所管)」、「校長会」の3部門で役割分担をし、推進している。
- 構想段階より学識の方に関わっていただき、「推進部会」を立ち上げた。事業の推進参与職を創設し、放課後子供教室事業に見識の深い、文部科学省出身者に委嘱した。

事業スキーム

- 指定管理者制度を採用。学校敷地内に拠点を置いている施設については、市長から教育委員会宛てに行政財産(土地・建物)の使用許可申請を行い、教育委員会から市長宛てに許可を出す手続きを取っている。

学校施設の活用における課題

- 事故発生時の責任の所在(保険適用の有無等)をできる限り明確にしておく必要がある。
- 学校施設(体育館、校庭、特別教室、駐車場及びその付帯物)を借りる際の約束事の調整については、学校長と事前に確認し、毎年文書を交わしておく必要がある。学校長の判断で年度によって約束事は変わるので、密なコミュニケーションが必要。
- 学校施設としての施設時間が定められている場合、児童の活動時間は施設の時間前に完全に退出できるよう時間管理を徹底しなければならない。

学校施設の活用、民間事業が浸透するためには

- 首長部局が学校施設を利用する場合、教育委員会、学校の先生との人間関係構築を最初の段階から丁寧に行う必要がある。
- 事業内容の説明や、実際に放課後事業の様子を見に来て頂くなど、学校の先生方に理解を深めてもらえるよう、働きかけることが重要。
- 教育委員会と首長部局がお互いに越境しながら関わり合える関係を築くことが必要。

2-1. 既存制度と解釈の整理（文部科学省への確認）

Q1 学校施設を学校教育外の用途に使用することは許容されるのか？

A1 学校施設の目的外使用については、学校教育上支障のない限り認めることができる。なお、学校施設の目的外使用を許可するか否かは、管理機関の判断によることとされている。

Q2 「学校教育上支障のない限り」というのはどのような場合か？

A2 学校教育上の支障とは、物理的支障に限らず、教育的配慮から、児童、生徒に対し精神的悪影響を与え、学校の教育方針にもとることとなる場合も含まれ、現在の具体的な支障だけでなく、将来における教育上の支障が生じるおそれが明白に認められる場合も含まれる。

Q3 公立学校施設整備費補助金や学校施設環境改善交付金等を受けて建設した施設を、学校教育外の用途に使用することは許容されるのか？

A3 国庫補助を受けて整備した学校施設について、処分制限期間内に補助目的外の転用等を行う場合には、原則として、国庫補助金相当額の国庫納付等を条件に文部科学大臣の承認を得る財産処分手続が必要である。
なお、補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分（転用・貸与・譲渡等）については、相手方を問わず国庫納付金を要さない取り扱いとし、報告をもって文部科学大臣の承認があったものとみなす。

また、学校教育の目的で使用している学校施設について、放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。（ただし、他の用途の専用として活用しており、1年を超えて学校教育目的として使用しない場合は、「一時的な使用」とは言えないことから、財産処分手続が必要である。）

Q4 公立学校施設を目的外使用する上で、民間事業者が収益をあげる事業を行うことは許容されるのか？

A4 営利目的の有無に関わらず、学校教育上支障のない限りは、学校施設の目的外使用は許容される。

Q5 学校施設の目的内使用/目的外使用を判断する基準はあるか？

A5 学校教育の目的については教育基本法や学校教育法に定めがあり、それらの規定を踏まえ、学校の管理機関がそれぞれの実情に応じ、判断することである。

Q6 学校教育に支障のない範囲において、民間事業者が学校施設内で収益事業を展開するには、どのような制度を活用できる可能性があるか？

A6 自治体の事情に応じ、法令に基づき、民間事業者との契約の中で最適な手法を判断して良いと考えられる。

※ただし、以下の制度については、対象施設との範囲において、採用可否にかかる丁寧な検討が必要となる。

【指定管理者制度】

総務省自治行政局長通知（通知平成15年7月17日総行第87号）（抄）において、「道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。」と明記されている。

【公共施設等運営権】

公共施設等運営権の設定対象は、利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。）を徴収する施設に限る。という点で、学校はそもそも利用料金を徴収する施設ではないため、採用は現実的ではない。

Q7 公立学校施設の中でも、民間事業者による利活用が想定される諸室（特別教室、多目的室、体育館、プール）を、社会教育施設として整備することで、指定管理者制度を適用することは可能か？

A7 小学校設置基準第9条は、校舎に備えるべき施設（教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室）を規定している。

一方で、第12条は、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上の支障がない場合は、他の学校等の施設を使用することができる」としている。

これにより、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上の支障がない場合は、教室（普通教室、特別教室等）、体育館、プール等の施設を社会教育施設として整備し、指定管理者制度を適用することも可能であると考えられる。中学校、高等学校についても同様である。

ただし、設置者である各地方公共団体の教育委員会が、教育活動の事業主体として学校教育の目的を十分に果たすことができるよう、当該施設を長期に渡り安定して使用する条件を取得している場合等、教育上及び安全上支障がないことに留意する必要がある。また、公共施設の共用化を行う場合には、事故防止や防犯面の配慮等（児童生徒と一般利用者の導線の区別、児童生徒の個人所有物の管理等）にも留意することが求められる。

また、既存の学校施設を社会教育施設として用途変更する際には、当該施設が国庫補助を受けて整備した施設である場合、財産処分手続きが必要となる。

（但し、都市計画法及び建築基準法上、用途地域が第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、田園住居専用地域、工業専用地域である場合等には、住環境の保護等のため、学校施設以外での体育館、プールの建設は制限される場合がある。）

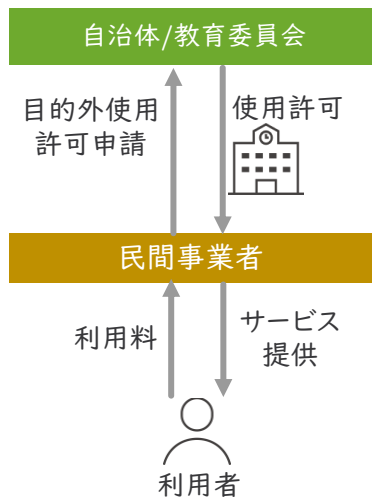
2-2. 学校施設の民間活用スキーム例

実施内容 詳細 < 学校施設や文教施設の管理運営に関する文献調査 >

既存制度の解釈や先進事例等も参考に、以下に考えられるスキームを示す。あくまでも一例であり、これに限ったものではない。

完全独立採算で実施する場合

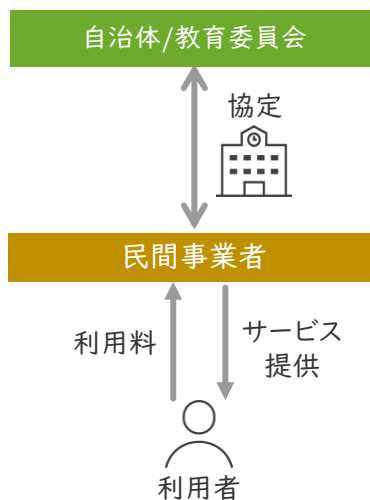
①
目的外使用許可
+
完全独立採算事業



民間事業者から行政財産(学校)の目的外使用許可申請を受け、自治体が使用許可を行う。(民間による事業が公益に沿う場合等、目的外使用料の免除、減免も考慮)

事業者は独立採算で事業を実施し、利用者から直接料金徴収を行い自らの収入とする。

②
協定(目的内使用と整理)
+
完全独立採算事業

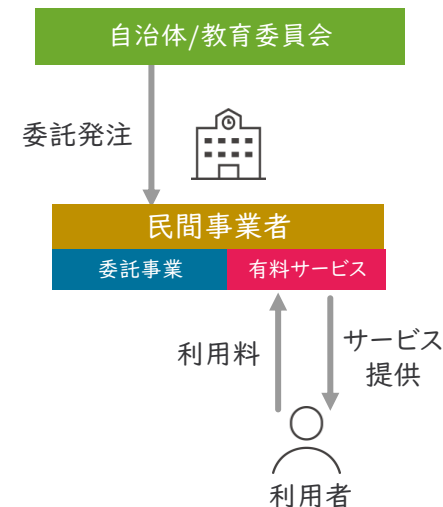


自治体と民間事業者の間で協定を締結し、学校施設の目的内使用との整理のもと、無償での施設使用を承認。

事業者は独立採算で事業を実施し、利用者から直接利用料金徴収を行い自らの収入とする。

自治体からの発注を伴う場合

③
委託
+
一部独立採算事業
(目的内/外を問わず)



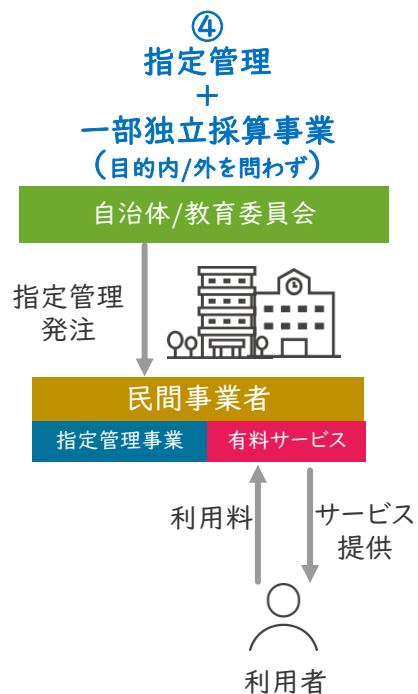
民間事業者は無料サービス部分または有料であっても収入が事業者に帰属しない部分のサービスについて、自治体より委託発注を受ける。

上記委託発注部分とは別に、発注仕様書の中で、義務的または任意の事業として、独立採算での有料サービス提供を認めることを定める場合、事業者は利用者から直接料金徴収を行い自らの収入とする。

実施内容 詳細 < 学校施設や文教施設の管理運営に関する文献調査 >

既存制度の解釈や先進事例等も参考に以下に考えられるスキームを示す。あくまでも一例であり、これに限ったものではない。

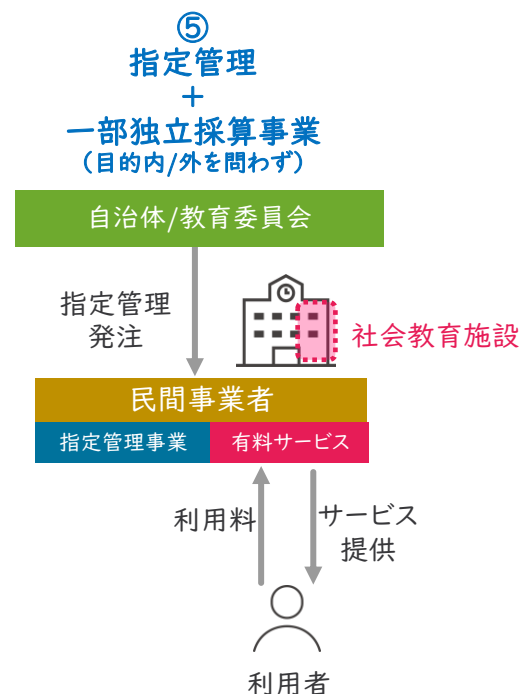
自治体からの発注を伴う場合
(社会教育施設との複合化)



学校に併設される社会教育施設に指定管理者を設定。社会教育施設の指定管理者が学校施設の一部(特別教室等)を活用し、一時的に学校教育に支障を及ぼさない範囲で有料サービス提供を行うことを承認。

社会教育施設の指定管理者は学校施設を活用して提供する有料サービス部分については利用者から直接料金徴収を行い自らの収入とする。

自治体からの発注を伴う場合
(学校施設の一部を社会教育施設として整備)



学校施設の一部を社会教育施設として整備し、指定管理者制度を採用。

指定管理者は社会教育施設部分を活用して提供する有料サービスについては利用者から直接料金徴収を行い自らの収入とする。

3. 学校施設活用トライアル

放課後で楽しむ！チャレンジウィーク2024in萩山小

<開催目的>
学校施設活用における民間事業の可能性と課題を検証する。

学校教育や習い事では経験できない多様なジャンルの体験プログラムを放課後の教室を活用し提供。今回は、一週間のトライアルイベントとして実施。

<概要>

- 後援 東村山市教育委員会、東村山市立萩山小学校
- 期間 2024年12月9日(月)～13日(金)
- 時間 9日 13:00～14:40、15:00～16:15
10日～13日14:30～15:45
- 会場 東村山市立萩山小学校（ランチルーム、被服室、調理室、体育館）
- 対象 萩山小学校児童 小学1年生～6年生
- 協力 多摩六都科学館/(株)amulapo/一般社団法人日本昔ばなし協会/公益財団法人ダーツ協会
地域企業・講師（相羽建設(株)/(株)大黒屋/IHCHIGO-ICHIE/ガラス工房くらりす）
乃村工芸社（公民連携プロジェクト開発1部/クリエイティブ本部未来創造研究所）
- 参加費 無料
- 告知 チラシの作成、東村山市保護者共通アプリ「れんらくアプリ」より周知。
- 周知 Googleフォームにて受付
- 抽選 定員オーバーになったプログラムにつき抽選を実施。
- 当選 当選者へは保護者のメールアドレス宛にイベント事務局より参加当確の連絡を実施。

参加者について

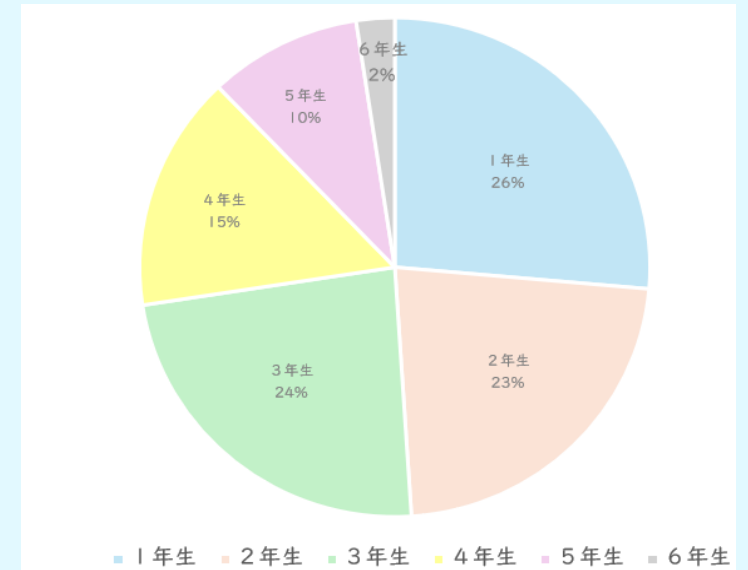
応募児童数159名（全校児童に対し参加率37%）

当選者延べ288名（最大3プログラム/人 参加可能）当日参加者270名

日程	12月9日(月)			12月10日(火)		12月11日(水)	
プログラム	身近なものを使って 手鞠ロケットをつくろう <1～2年生>	身近なものを使って 手鞠ロケットをつくろう <3～6年生>	アニメ声優に チャレンジして絵を学ぼう!	計算力・集中力UP! ゲームダーツ! <3～6年生>	みんなで探そう! "クリスマスモンスタースターって なんだ?!	"石"と"化石"の観察会!	いろいろな材料を使って! 使って!フォトフレームを作ろう!
提供者	㈱amulapo	㈱amulapo	一般社団法人日本昔ばなし協会	公益財団法人ダーツ協会	乃村工芸社	多摩六都科学館	乃村工芸社
当選者(人)	16	37	9	36	29	24	29
参加者(人)	15	36	8	31	25	24	28
参加率	94%	97%	89%	86%	86%	100%	97%

日程	12月12日(木)		12月13日(金)	
プログラム	ガラスを研がして ストラップを作ろう!	大工さん体験にチャレンジ!	米麹粕を使って クリスマスオーナメントを作ろう!	かんなりボンネーキを作ろう!
提供者	ガラス工房くらりす	㈱大黒屋	IHCHIGO-ICHIE	相羽建設
当選者(人)	30	26	28	24
参加者(人)	29	25	27	22
参加率	97%	96%	96%	92%

応募者学年比率



実施内容 詳細 <学校施設活用トライアル 放課後の学校施設を活用した体験プログラム>

<周知・制作物>

周知チラシを運動会、学級にて配布。同データを保護者向け「れんらくアプリ」より配信。

放課後で楽しむ! チャレンジウィーク 2024 in 萩山小

★タイムスケジュール★
2024年12月9日(月)～12月13日(金) ※参加者は最終16:30までに退出

12月9日(月)			12月10日(火)			12月11日(水)		
ランチルーム	検閲室	体育館	ランチルーム	検閲室	体育館	ランチルーム	検閲室	調理室
13:00-16:30			13:00-16:30			13:00-16:30		
	13:40-14:40 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!			13:40-14:40 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!			14:30-15:45 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!	14:30-15:45 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!
	15:00-16:15 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!	15:00-16:15 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!		15:00-16:15 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!	15:00-16:15 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!			

12月12日(木)			12月13日(金)		
ランチルーム	検閲室	調理室	ランチルーム	検閲室	調理室
13:00-16:30			13:00-16:30		
	14:30-15:45 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!	14:30-15:45 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!		14:30-15:45 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!	14:30-15:45 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!
	15:00-16:15 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!	15:00-16:15 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!		15:00-16:15 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!	15:00-16:15 amulapoプログラム 身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!

放課後で楽しむ! チャレンジウィーク 2024 in 萩山小

参加費 無料

いつもの学校とは違う!?
放課後、ワクワクする体験が皆さんを待っています。
毎日替わる体験型プログラムを自分で選んで参加できます!

2024年 開催日時 **12月9日(月)～13日(金) 5日間** ※参加児童は最終16:30までに退出

会場 **東村山市立萩山小学校 ランチルーム・家庭科室・体育館等**

参加児童集合場所 参加児童・見学者の方はプログラム開始10分前までに、2階ランチルームにお集まりください。スタッフ引率のもと、各プログラムの教室へ移動します。

★各プログラム申込方法について★
下記URLまたは右記二次元コードの応募フォームよりご予約をお願いいたします。

URL: https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLS0zJEEELAlqaACv4yBTBk0iUqRqH3HzTzFjEW_PrvDcAPhW/viewform

申込期限 **11月19日(火)17:00まで**

※参加を希望するプログラムについて、お子様1名ごとに第3層までお申し込みいただけます。
※定員を超える申し込みとなったプログラムは、抽選を行います。抽選者へご連絡いたします。※定員に満たなかったプログラムは、後日、追加募集を行います。
※全プログラム見学者の方にも見学可能です。見学希望の方は、応募フォームにて「保護者見学希望」を選択してください。
※チャレンジウィーク終了後、保護者の皆様には簡単なWEBアンケートを配信いたしますので、回答のご協力をお願いします。
※本イベントは経済産業省・東村山市・乃村工務社・協力団体等による、記帳や広報に活用するための写真・映像撮影が行われますこと、あらかじめご了承ください。(撮影不可・配慮をご希望の方は申込時にその旨のご回答をお願いします。)

放課後で楽しむ! チャレンジウィーク 2024 in 萩山小

★各プログラム内容一覧表★

各プログラム、開始時間10分前までに2階ランチルームに集合してください。各プログラムの教室へスタッフが引率し参加児童をご案内します。

12月9日(月)

- amulapoプログラム 1・2年生**
身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!
身近なモノを使ってロケット作りチャレンジ! 作りおきのロケットを飛ばして大空や水裏へ行こう!
時間: 13:40-14:40 講師: amulapo 会場: 体育館 定員: 30名 対象: 1・2年生
- 海ノ風語のまちプロジェクトプログラム 全学年**
アニメ声優にチャレンジして海を学ぼう!
「海ノ風語アニメーション」を作る体験をしたり、声優体験を通して海の大切さを学べるプログラム!
時間: 13:40-14:40 講師: 海ノ風語のまちプロジェクト 会場: 家庭科室 定員: 30名 対象: 1・2年生
- amulapoプログラム 3～6年生**
身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!
身近なモノを使ってロケット作りチャレンジ! グループに分かれてチーム戦で競って対決しよう!
時間: 15:00-16:15 講師: amulapo 会場: 体育館 定員: 30名 対象: 3年生～6年生

12月10日(火)

- 日本ゲーツ協会プログラム 1・2年生**
計算力・集中力UP! ゲームゲーツ!
学年別グループやゲーツゲーツ等いろいろなゲーツを得意にして学年向けの簡単なゲームを行うよ!
時間: 13:40-14:40 講師: ゲーツ協会 会場: 体育館 定員: 30名 対象: 1・2年生
- 乃村工務社プログラム 全学年**
みんなで探そう! 「チリメンモンスター」ってなんだ?!
ルーペを使い、「ちりめんじゃこ」の中を探している「海のモンスター」を探そう! 自分探した「チリメンモンスター」を標本にしてプレゼント!
時間: 13:40-14:40 講師: 乃村工務社 会場: 家庭科室 定員: 30名 対象: 1年生～6年生
- 日本ゲーツ協会プログラム 3～6年生**
計算力・集中力UP! ゲームゲーツ!
スポーツ競技として人気上昇中のゲーツ! グループに分かれてBINGOや計算ゲームを行うよ!
時間: 15:00-16:15 講師: ゲーツ協会 会場: 体育館 定員: 30名 対象: 3年生～6年生

12月11日(水)

- 多摩六都科学館プログラム 全学年**
“石”と“化石”の観察会!
本物の“石”と“化石”を良く見て学ぶよ! 地球のさまざまな材料がわかって! 石の断面などでゲーム体験をしたり化石の断面を拡大して観察しよう!
時間: 14:30-15:45 講師: 多摩六都科学館 自然グループ 会場: 調理室 定員: 30名 対象: 1年生～6年生
- 乃村工務社プログラム 全学年**
いろいろな材料を知って! フォトフレームを作ろう!
空間づくりで使った内装材などを活用してSDGsを考えたオリジナルフォトフレームを作ろう!
時間: 14:30-15:45 講師: 乃村工務社デザイナー 会場: 家庭科室 定員: 30名 対象: 1年生～6年生

12月12日(木)

- 地域協力プログラム 全学年**
ガラスを溶かしてストラップを作ろう!
いつも使っているガラスってなに? ケーキで溶かして、ガラスを電気で溶かして世界でひとつだけのストラップを作ろう!
時間: 14:30-15:45 講師: ガラス工房くらす 会場: 調理室 定員: 18名 対象: 1年生～6年生
- 地域協力プログラム 全学年**
大工さん体験にチャレンジ!
地元の大工さんと一緒に、カンナ削り・丸太削り・釘打ちなど色々な大工で木太刀を作ろう!
時間: 14:30-15:45 講師: 大工屋 会場: 家庭科室 定員: 30名 対象: 1年生～6年生

12月13日(金)

- 地域協力プログラム 全学年**
米粉粘土でクリスマスオーナメントを作ろう!
身近な食品の米粉と米粉粘土を使って、口に入れても安心安全の米粉粘土を作ろう! 作ったオーナメントを自分だけのクリスマス飾りを作ろう!
時間: 14:30-15:45 講師: ICHIGO-ICHIE 会場: 調理室 定員: 30名 対象: 1年生～6年生
- 地域協力プログラム 全学年**
かんぱんりボンケーキを作ろう!
大工さんが削ってあるかんぱんりを使って「かんぱんりボンケーキ」を作ろう!
時間: 14:30-15:45 講師: 稲野建設 会場: 家庭科室 定員: 30名 対象: 1年生～6年生

後援 東村山市・東村山市教育委員会

本イベントは、経済産業省「令和6年度 学びと社会の在り方改革推進事業(未来の教室)実証事業」の取組として開催されます。

イベント問合せ先 株式会社 乃村工務社

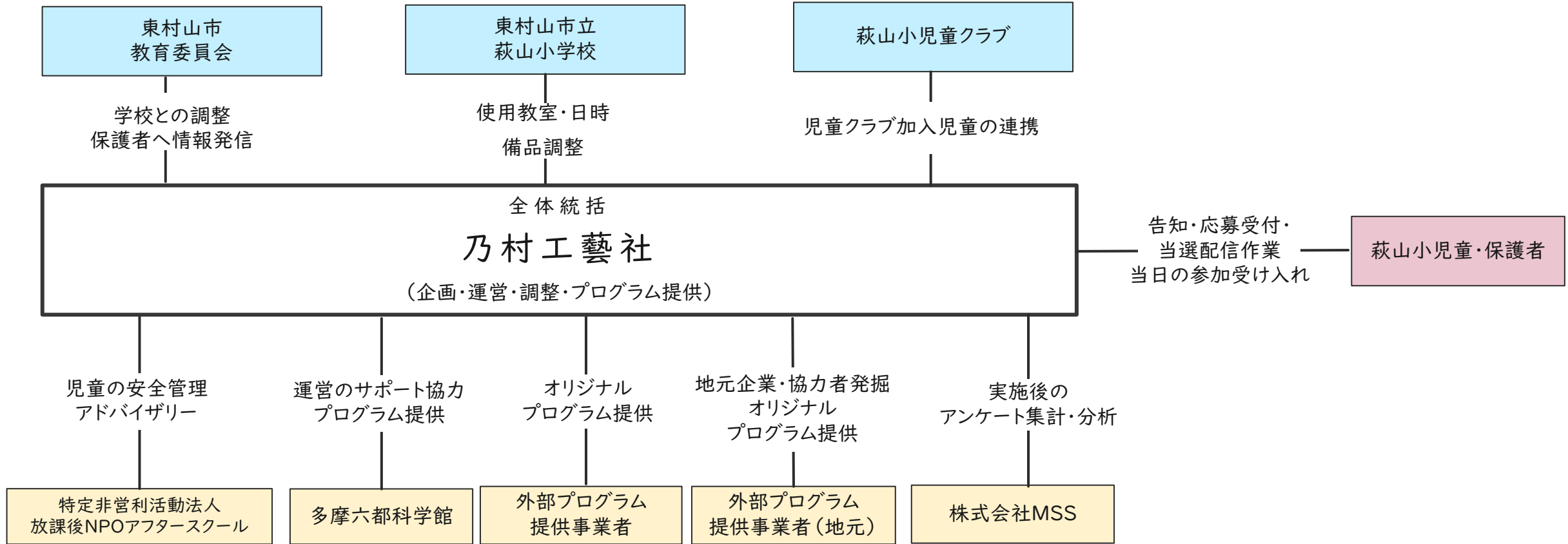
放課後チャレンジ 担当者宛 houkago-challenge@nomura-g.jp

※不明点がございましたら、お気軽にお問合せください。

実施内容 詳細 < 学校施設活用トライアル 放課後の学校施設を活用した体験プログラム >

< トライアル実施体制図 >

乃村工藝社が主体となり、東村山市・萩山小学校・関係各所と調整を行いプロジェクトを推進。



- 東村山市教育委員会・萩山小とは2024年9月より2週間1回の頻度で定例会を実施し、進捗情報を共有。
- 保護者への連絡窓口は乃村工藝社で担い、児童への参加当選連絡や出欠確認を保護者とメール・電話にて実施。
- 会期前に、児童の安全管理研修を放課後NPOアフタースクールより受講。当日は乃村工藝社社員と多摩六都科学館スタッフにて現場を運営。
- 東村山市内で子ども向けワークショップ実施経験のある企業・講師 4事業者の参画を得て、イベントを実施。

実施内容 詳細 <学校施設活用トライアル 放課後の学校施設を活用した体験プログラム>

<実施写真>

2024年12月9日（月）～13日（金）放課後で楽しむ！チャレンジウィーク2024in萩山小 実施写真



12月9日（月）
株式会社amulapo
「身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう！」



12月9日（月）
一般社団法人日本昔ばなし協会
「アニメ声優にチャレンジして海を学ぼう！」



12月10日（火）
株式会社乃村工藝社
「みんなで探そう！“チリメンモンスターってなんだ?!”」



12月10日（火）
公益社団法人日本ダーツ協会
「計算力・集中力UP!ゲームダーツ」



12月11日（水）
多摩六都科学館
「石と化石の観察会！」



12月11日（水）
株式会社乃村工藝社
「いろいろな材料を知って!使って!フォトフレームを作ろう！」



12月12日（木）
ガラス工房くらりす
「ガラスを溶かしてストラップを作ろう！」



12月12日（木）
株式会社大黒屋
「大工さん体験にチャレンジ！」



12月13日（金）
ICHIGO-ICHIE
「米粉粘土でクリスマスオーナメントを作ろう！」



12月13日（金）
相羽建設株式会社
「かなりボンケーキを作ろう！」

実施内容 詳細 < 学校施設活用トライアル トライアル後の自治体・教育現場へのヒアリング >

萩山小学校校長・東村山市教育委員会に学校活用トライアル後、インタビューを実施。
実施日：2025年1月20日（月） 萩山小学校内

評価点

● 学校現場の負担を最小限に、多様な人材の参画を得て体験活動の場を提供できた

- ・ 民間ノウハウにより、普段学校に呼び込めない豊富な体験コンテンツが揃えられた。
- ・ 学校に関わる地域人材が徐々に高齢化する中で、新たな人材の参画を得て実施できた。
- ・ 実施前は業務量の増大を心配していたが、自治体や学校現場の負担が最小限に実施された。
- ・ 児童の安全管理やサポートが徹底され、教員による引率を必要としなかった。
- ・ 参加率の高さや保護者アンケート結果から、想像以上の需要があることがわかり、学校教育とは違った角度の体験の重要性を実感した。

課題点

● 学校活用時のケガや事故に対し、学校教育内/外における保険対象範囲の整理が必要

- ・ 施設内や下校中の怪我や事故に対し、どこまでが学校側の保険でカバーでき、どこから民間事業者側の保険が適用されるのか等、整理が必要なおこがわかった。

● 使用教室や使用備品の調整がスムーズにいかない場面があった

- ・ 学校スケジュールと放課後活用スケジュールのすり合わせ、関係者への周知を行っていたものの、一部で認識のずれが発生してしまった。
- ・ 特別教室の備品を借用する際に、専科の先生でなければ把握できない事柄も多く、確認の手間をかけてしまった。

4. 市民ニーズ調査（保護者・地域人材）

実施内容 詳細 <市民ニーズ調査（保護者）>

WEBアンケート配信期間：2024年12月17日～12月26日

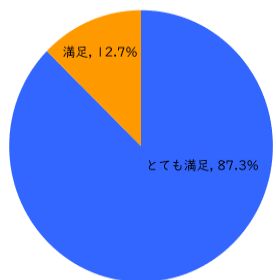
配信先：東村山市「れんらくアプリ」より萩山小全保護者へアンケート配信

回答数：76サンプル(トライアル参加家庭数に対し48%の回答率)

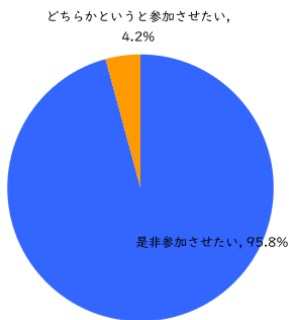
今回のトライアルに対する評価 参加動機

今回のトライアルに対する保護者の満足度は高く、参加動機として「プログラムに子どもが興味を持ったから」「放課後に学校の中に居ながら参加できたから」が多く選択された。

<今回の取組について>

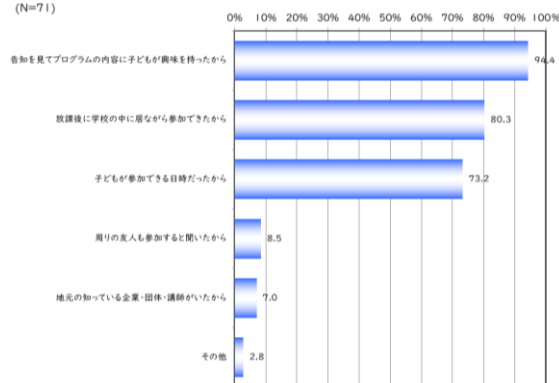


<今後同様の取組への参加希望>



<参加動機>

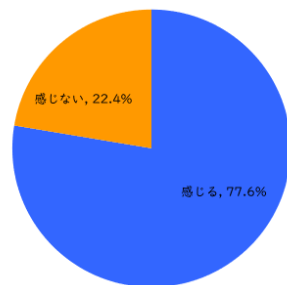
(N=71)



平日の放課後の過ごし方に対する 課題・不安

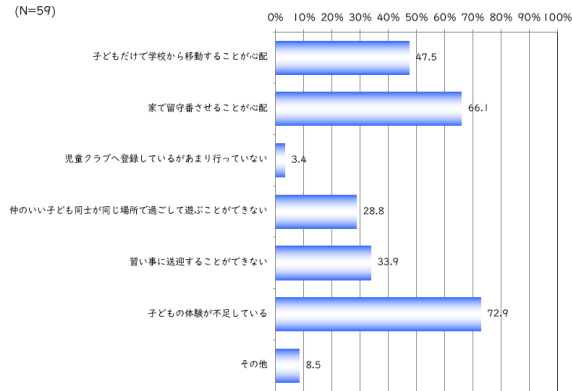
平日の放課後の過ごし方に課題や不安を感じる保護者は多い。理由として「子どもの体験が不足している」、「留守番やひとりでの移動が心配」の割合が高い。

<平日の放課後の過ごし方に課題や不安を感じるか>



<課題や不安を感じる理由>

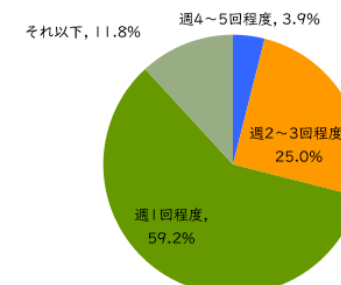
(N=59)



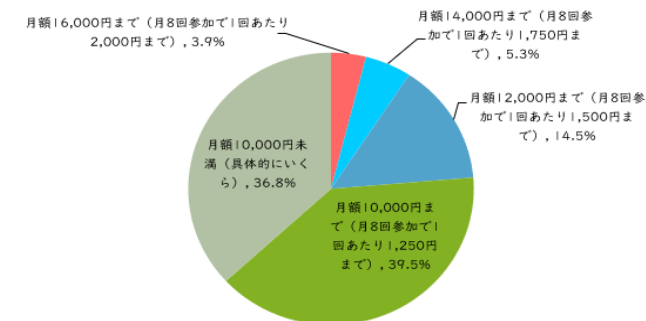
有料化した場合の 参加希望

今回のような取組みが有料化された場合も、週1～3回程度の参加を希望する割合が高く、一定の受益者負担の可能性があることがわかった。

<参加希望頻度>



<利用したいと感じる最大の価格帯>



実施内容 詳細 <市民ニーズ調査（地域人材）>

地域協力企業・講師に学校活用トライアル後、インタビューを実施。

実施日：1月10日ICHIGO-ICHIE、1月15日ガラス工房くらしす、1月23日相羽建設株式会社、1月30日株式会社大黒屋

今回の参加動機

● 地域の子どものために何かできる事は無いか?と考えていた

放課後の子どもの過ごし方に疑問を感じていた事業者、教室の広さや設備関係から、いつもとは別の場所で新規顧客にプログラムを実施したかった事業者、Park-PFI事業を推進するにあたり、公園と学校施設の連携を検討したいと考えていた事業者、地域貢献をしたいと考えていた事業者と、四者四様の動機ではあったが、“子どものために何かできることはないか”と考えている根幹は同じであった。

反省・課題点

● 大人数の児童に対してプログラムを実施する際の、タイムマネジメントが難しかった

終了時刻に間に合わせるための時間配分を計画していたが、学年により進行ペースに差があったり、制作物の完成度にこだわる児童もいたため、どこまで寄り添い、どの段階で切り上げた方がよいのか等判断が難しく、想定より時間を要してしまった。

今後同様の機会があった場合の参加意欲

● 継続的な実施の場合、ボランティア前提ではなくプログラムの有償提供であれば参加意欲がある

普段活動しているエリアの外でサービス提供を行うことで、企業・講師の認知度向上にも繋がるため、機会があれば参加したい。

実証成果

実証論点	実証成果	実証成果に対する考察
<p>実証① 自治体ヒアリング調査</p> <p>学校施設活用において、自治体は何をハードルと感じ、どのように乗り越えているのか？</p>	<p>課題要因・成功要因の両面を把握することができた</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校活用の成功事例そのものだけでなく、その裏にある手法や、課題点、乗り越えるためのヒント含め、知ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連部門が多岐に渡るという課題については、学校を活用する側と活用を認める側の両方が教育委員会内部で完結することが、解消策の1つになる。(教育委員会以外の部門が主担となり、リーダーシップのもと複数部門を取りまとめている例もある。) 事業検討に際し専門組織を立ち上げることや、活用ルールを明文化することも、工夫のポイントである。 新設校は、設計時の工夫やICT活用により、学校教育外での施設活用を実現しやすい。一方、既存校では物理的にセキュリティを切り分けることが難しく、運用上の工夫が求められる。 関連部門、学校、保護者など多様なステークホルダーへ説明を重ね、不安材料を取り除き、理解を得るため信頼関係を構築することが、最も重要だと感じた。
<p>実証② 学校施設や文教施設の管運営に関する文献調査</p> <p>どういった制度に基づけば、民間事業者による学校施設を活用した事業展開が可能か？</p>	<p>既存制度の解釈確認と、学校施設の民間活用スキームの整理を行った</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育に支障を来さないことを大前提とし、放課後や休日等の一時利用であれば、学校教育外の用途での施設利用は許容され、収益事業を行うことも認められることがわかった。 事業スキームについても、自治体の実情に応じ、法令に基づき、民間事業者との契約の中で最適な手法を判断して良いとされることがわかった。 そのうえで、法令調査と自治体ヒアリング調査の結果を掛け合わせ、民間事業者による施設活用が可能なスキームの一例を整理した。 	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング調査では、多くの自治体より「自治体に任されている範疇が多く、判断が難しい。」「成功事例だけでなく、その裏にある手法を発信することが必要。」等、制度の明確化・周知を求める声があった。 本調査結果を国から広く発信することで、自治体、民間事業者の双方が事業スキームを検討しやすくなり、学校活用を実施する自治体の増加につながることを期待する。

実証論点	実証成果	実証成果に対する考察
<p>実証③ 学校施設活用トライアル実施</p> <p>実際に民間事業者が学校施設を活用し、サービス提供した場合、教育委員会や学校現場はどのような印象を持つのか？</p>	<p>学校施設を活用した民間サービスの意義を確認できた</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員に負担をかけず、自治体職員の労力も最小限に抑えられる点や、豊富な体験プログラムをアレンジできる点が、民間ノウハウ導入のメリットとなることを確認。 	<p>メリットがある一方、課題も認識。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校活用におけるスケジュールや使用備品の調整、プログラム参加後の児童の送り出し、学校教育内/外の保険区分など、現場ルールの整理と、関係者周知を効率的に行う仕組みが必要である。
<p>実証④ 市民ニーズ調査</p> <p>実際に民間事業者が学施設を活用し、サービス提供した場合、市民はどのような印象を持つのか？</p>	<p>保護者需要の高さ、地域人材の参加意向を確認できたが</p> <ul style="list-style-type: none"> 回答者の100%が実施内容に満足、今後機会があればまた参加したいと回答。 保護者は、子供が学校内で参加でき、送迎の必要がない事に価値を感じることを確認。 また、子供の体験不足を課題と感じ、体験機会を得るためには、一定の利用料金負担の意向があることを確認。 地域人材は、ボランティア前提でなく、パッケージ化したプログラムの有償提供であれば参加意欲が高いことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からは高い需要があることを確認できた。 様々な子育て支援策が打たれているが、「学校=場の有効活用」という支援も、ひとつ重要ではないか。「場の有効活用」が「時間の効率化」に繋がり、「保護者の負担の軽減」、「子どもの居場所の選択肢を広げる」ことに繋がる。 しかし、特に校数の多い自治体ほど財源確保が課題となる。持続可能なサービス提供のために、自治体の財源だけに頼らず、民間事業者・受益者の適正な費用負担バランスを見極める必要がある。また、プログラム提供者にもメリットのあるサービス設計が必要である。

今後の展望

5 今後の展望

R6年度は、学校を活用した民間収益事業が制度上は可能であること、需要や意義についても確認できた。今後は、「誰が」「どのような手段で」実施すれば多くの自治体で実現可能か、役割と仕組みの検証を行う。

1、学校活用に関する制度の効果的な発信

- R6年度実証で整理した法令・ガイドラインとその解釈について、多くの自治体へ周知するための手法を検討。

2、学校施設利用における様々な調整労務の効率化を検討

- 学校と民間事業者間での教室使用調整、プログラム予約、出欠管理等について、より効率的に実施可能な仕組みを検討する。

3、学校施設内での民間収益事業として、自治体の財源だけに頼らない持続可能なスキームの検討

- 学校数の多い自治体ほど全校平準化が求められ、新たな民間サービスを導入するのはハードルが高い。
- 既存の放課後事業との棲み分けを行い、過剰な運営人件費がかからない最適な役割分担を検討。
- R6年度は無料でトライアルを行ったが、自治体の財源だけに頼らず一定の受益者負担を導入した際に、継続的な事業展開が可能か検証。
- 提供価値を最大化させるための適切な費用負担バランス（自治体、民間事業者、受益者）の検討。

学校活用事業の全国的な普及へ

実施体制

事業受託者：株式会社乃村工藝社

- 統括責任者：小笠原 明德（公民連携プロジェクト開発1部 事業開発課 課長）
- 執行責任者：中村 友羽（主任）
- 渉外担当：岡部 葵
- 調査担当：片山 葵・日野 夏香

<学校施設有効活用アドバイザー>

再委託：特定非営利活動法人 放課後NPOアフタースクール

- 代表理事：平岩 国泰（渋谷区教育委員（教育長職務代理）・新渡戸文化学園理事長）
- 自治体協働事業統括：有坂 絢子
- 自治体協働担当：内田 美菜子

<関連法令等の文献調査>

再委託：西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

- 稲垣 弘則
- 山本 輝幸
- 赤松 祝
- 奥田 眞己

<アンケート集計・分析>

再委託：株式会社MSS

<学校活用トライアルにおけるプログラム提供>

プログラム提供協力者

- 株式会社乃村工藝社（クリエイティブ本部、運営事業課）・多摩六都科学館
- 一般社団法人・日本昔ばなし協会・海ノ民話のまちプロジェクト・公益社団法人日本ダーツ協会
- 株式会社amulapo・相羽建設株式会社・株式会社大黒屋・ICHIGO-ICHIE・ガラス工房くらりす

実証フィールド

<ヒアリング調査 協力自治体>

- 安平町（北海道）
- つくば市（茨城県）
- 中央区（東京都）
- 千葉市（千葉県）
- 五城目町（秋田県）
- 渋谷区（東京都）
- 三鷹市（東京都）
- 三芳町（埼玉県）
- 東村山市（東京都）
- 鎌倉市（神奈川県）

<学校施設活用トライアル> 実証先

東村山市立萩山小学校（後援：東村山市教育委員会）